

13. 6. 5
91

大貨銀公常備金ヲ五割増カシ天拂制度ハ請負ヲ標準トスルコト
一 従来ノ收入ヲ減セサレコト
二 従来ノ半價標準トスルコト
三 運販業者ノ関スル規定ハ是レヲ逆テニ公取スルコト
八 運販業者後備金集積義務ヲ爲休業ノ場合ハ日給ノ半額ヲ支給スルコト
九 四大節ニハ日給ノ半額ヲ支給スルコト
十 十年不年始金ノ休日ニハ日給ノ半額ヲ支給スルコト

昭和三年七月十四日

以 上

労社第四五三號

昭和三年五月十日

寫

警視總監 宮田光雄

内務大臣 男爵 田中義一 殿
社 會 局 長 官 殿

北海道 京都 大阪 神奈川 兵庫
靜岡 福岡 各廳 府 縣 長 官 殿

沖電氣株式會社職工解雇之關スル件 (第一報)

要旨 (一) 本會社職工ニシテ當日ノ日給ハ組合ニ提出セシメタル組合幹部十六名
標記工場ニ於テハ一昨八日組合幹部十九名後業員十六名

山